

新潟コンベンションセンター等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第25号

新潟コンベンションセンター等規則の一部を改正する規則

新潟コンベンションセンター等規則（平成14年新潟県規則第155号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第7条、第11条関係）				別表第1（第2条、第7条、第11条関係）			
	区 分	単 位	使用料(円)		区 分	単 位	使用料(円)
舞台 設備	仮設ステージA	(略)	1,570	舞台 設備	仮設ステージA	(略)	1,540
	仮設ステージB		1,570		仮設ステージB		1,540
	仮設ステージC		1,050		仮設ステージC		1,030
	仮設ステージD		520		仮設ステージD		510
	バック幕A	(略)	5,240		バック幕A	(略)	5,140
	バック幕B		2,620		バック幕B		2,570
	袖 幕	(略)	1,570		袖 幕	(略)	1,540
	一 文 字 幕		4,190		一 文 字 幕		4,110
	吸 音 幕	(略)	1,570		吸 音 幕	(略)	1,540
	演 台	(略)	1,050		演 台	(略)	1,030
	花 台		320		花 台		310
	司 会 台		520		司 会 台		510
	金 び ょ う ぶ	(略)	1,250		金 び ょ う ぶ	(略)	1,230
	照明 設備	平凸レンズスポットライト	(略)		1,050	照明 設備	平凸レンズスポットライト
フレネルレンズスポットライト			1,050	フレネルレンズスポットライト			1,030
エリプソイダルスポットライト			1,050	エリプソイダルスポットライト			1,030
ピンスポットライトA			3,150	ピンスポットライトA			3,090
ピンスポットライトB			6,810	ピンスポットライトB			6,690
音響 設備	会議システム（議長用）	(略)	520	音響 設備	会議システム（議長用）	(略)	510
	会議システム（参加者用）		520		会議システム（参加者用）		510
	移動型スピーカーA	(略)	3,150		移動型スピーカーA	(略)	3,090
	移動型スピーカーB	(略)	1,050		移動型スピーカーB	(略)	1,030
	ダイナミックマイク	(略)	1,050		ダイナミックマイク	(略)	1,030
	コンデンサマイク		1,570		コンデンサマイク		1,540
	ハンド型ワイヤレスマイク		1,050		ハンド型ワイヤレスマイク		1,030
	タイピン型ワイヤレスマイク	(略)	1,050		タイピン型ワイヤレスマイク	(略)	1,030

	音響ワゴン	(略)	3,150	
	音響機器卓A	(略)	2,620	
	音響機器卓B		1,050	
映像設備	映像機器卓A	(略)	2,100	
	映像機器卓B		2,100	
	映像機器卓C		3,150	
	A V 機器卓		5,760	
	映像ワゴン	(略)	4,190	
	ビデオプロジェクターA		89,000	
	ビデオプロジェクターB		68,100	
	ビデオプロジェクターC		12,500	
	高精細資料提示装置		10,500	
	オーバーヘッドプロジェクター		2,100	
	スライド映写機A		11,500	
	スライド映写機B		2,100	
	スクリーンA	(略)	2,100	
	スクリーンB		1,050	
その他の設備	コードレス電話機(PHS)	(略)	1,360	
	(略)			
	(略)	(略)	(略)	
	バンケット用机		320	
	ベルトインパーテーション	(略)	320	
	(略)		(略)	
	(略)			
	電子ピアノ	(略)	10,500	
	(略)			
	賞状盆	(略)	320	
(略)				
展示ホールの冷暖房設備	冷房設備	展示ホールの全面を使用する場合	(略)	28,100
		展示ホールの3分の2を使用する場合		18,700
		展示ホールの3分の1を使用する場合		9,430
	暖房設備	展示ホールの全面を使		27,600

	音響ワゴン	(略)	3,090	
	音響機器卓A	(略)	2,570	
	音響機器卓B		1,030	
映像設備	映像機器卓A	(略)	2,060	
	映像機器卓B		2,060	
	映像機器卓C		3,090	
	A V 機器卓		5,660	
	映像ワゴン	(略)	4,110	
	ビデオプロジェクターA		87,400	
	ビデオプロジェクターB		66,900	
	ビデオプロジェクターC		12,300	
	高精細資料提示装置		10,300	
	オーバーヘッドプロジェクター		2,060	
	スライド映写機A		11,300	
	スライド映写機B		2,060	
	スクリーンA	(略)	2,060	
	スクリーンB		1,030	
その他の設備	コードレス電話機(PHS)	(略)	1,340	
	(略)			
	(略)	(略)	(略)	
	バンケット用机		310	
	ベルトインパーテーション	(略)	310	
	(略)		(略)	
	(略)			
	電子ピアノ	(略)	10,300	
	(略)			
	賞状盆	(略)	310	
(略)				
展示ホールの冷暖房設備	冷房設備	展示ホールの全面を使用する場合	(略)	27,600
		展示ホールの3分の2を使用する場合		18,400
		展示ホールの3分の1を使用する場合		9,260
	暖房設備	展示ホールの全面を使		27,100

	用する場合			用する場合				
	展示ホール の3分の2 を使用する 場合			18,400			展示ホール の3分の2 を使用する 場合	18,100
	展示ホール の3分の1 を使用する 場合			9,220			展示ホール の3分の1 を使用する 場合	9,050
(略)				(略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日以前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。